

北上市告示甲第45号

北上市林業就業者支援事業補助金交付要綱を次のように定め、令和5年4月1日から適用する。

令和5年6月29日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市林業就業者支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この告示は、林業経営体による新規就業者の確保を支援し、高度な知識及び技術を有する人材の育成を促すため、林業経営体が雇用している職員に研修を受講させる経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する林業経営体とする。

- (1) 市内に本店又は主たる事務所を有する者
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する就業規則を定めている者
- (3) 職員に対し労働条件通知書の交付（電磁的方法によるものを含む。）をしている者
- (4) 賃金台帳を整備している者
- (5) 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条の規定により岩手県が公表した岩手県意欲と能力のある林業経営体である者
- (6) 納期の到来している市税の滞納がない者

(補助事業等)

第3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者の負担により、林業技能の向上に資する研修を、次のいずれにも該当する職員に受講させる事業とする。

- (1) 社会保険及び退職金共済（補助対象者が独自に定める退職金制度を含む。）に加入させている者
- (2) 通年雇用（期間の定めのない雇用又は1年以上の期間を定めた雇用契約により自動的に契約が更新される雇用をいう。）の現場作業員として雇用されている者
- (3) 北上市内の事業所に配属され、又は配属される見込みである者

- (4) 完全月給制により賃金が支払われている者
- (5) 研修の受講後、5年以上就業できる年齢である者

2 補助対象経費及び補助額は、別表左欄に掲げる研修の区分に応じ、同表右欄に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、北上市林業就業者支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 研修の受講決定が確認できる書類
- (2) 補助対象経費が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5 市長は、第4の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、北上市林業就業者支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第6 申請者は、補助事業が完了したときは、北上市林業就業者支援事業補助金交付請求書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に請求しなければならない。

- (1) 研修の修了が確認できる書類
- (2) 補助対象経費が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による請求があった場合は、内容を審査し、相当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し)

第7 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令等又はこの告示に違反したとき。
- (3) 補助事業が完了した翌年度から起算して2年以内に、研修を受講した者が退職したとき。ただし、退職した者に代わって同等の資格を所有する者を雇用した場合はこの限りでない。

- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第8 市長は、第7の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その取消にかかる補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(事業実施期間)

第9 補助事業の実施期間は、令和5年度から令和7年度までとする。

(補則)

第10 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表(第3関係)

研修の区分	補助対象経費及び補助額
いわて林業アカデミー	研修に派遣する職員の雇用に要する人件費(賃金並びに社会保険及び退職金共済の事業主負担分をいう。)及び研修受講料の合計額に2分の1を乗じた額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)。ただし、1人当たり50万円を上限とする。
伐木等機械運転業務特別教育	研修に直接要する経費(受講費、教材費及び宿泊費をいう。)の合計額に2分の1を乗じた額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)。ただし、1人1回の受講当たり5万円を上限とする。
走行集材機械運転業務特別教育	
チェーンソーによる伐木等特別教育	
刈払機取扱作業安全衛生教育	
高性能林業機械オペレーター特別研修	
その他林業の技能向上に資する研修	

年 月 日

北上市長 様

住 所

事業者名

代表者名

北上市林業就業者支援事業補助金交付申請書

年度において、北上市林業就業者支援事業補助金の交付を受けたいので、北上市林業就業者支援事業補助金交付要綱第4の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 事業計画

派遣しようとする職員	住所	
	氏名	

派遣する研修		
	研修期間	～

※ 派遣しようとする職員1名ごとに記載すること。

3 添付書類

様式第2号（第5関係）

北上市指令 第 号

住 所

事業者名

代表者名

北上市林業就業者支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった北上市林業就業者支援事業補助金交付申請に対し、北上市林業就業者支援事業補助金交付要綱第5の規定により、次のとおり補助金を交付することに決定したので通知します。

年 月 日

北上市長



補助金交付額 金 円

年 月 日

北上市長 様

住 所

事業者名

代表者名

北上市林業就業者支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け北上市指令 第 号で補助金交付決定のあった北上市林業就業者支援事業補助金について、その事業が完了したので、北上市林業就業者支援事業補助金交付要綱第6の規定により、関係書類を添えて、次のとおり請求します。

- 1 補助金交付決定額 金 円
補助金請求額 金 円

2 事業実績

派遣した職員	住所	
	氏名	

派遣した研修		
	研修期間	～

※ 派遣した職員1名ごとに記載すること。

3 添付書類